京都市告示第６７７号

　地方自治法施行令第１５８条第１項の規定に基づき，平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで，株式会社ワン・ワールドを京都市公金収納受託者として，元離宮二条城の入城料等の徴収及び収納事務を委託します。

　　平成２９年３月３１日

京都市長　門川　大作

（元離宮二条城事務所）